

令和8年1月7日

東京地方裁判所 御中

事件名：損害賠償請求事件

訴訟物の価額：金4,677,600円

手数料額：金33,000円

〒 111-0056

住所（送達場所）：東京都台東区小島2-20-11 小島ビル

原告：株式会社Pioneerwork

代表者 代表取締役 後藤 陽一（ゴトウ ヨウイチ） [印]

電話番号：09034962474

住所：21 Ten Mile Drive, Granby, Colorado 80446, USA

被告：Entaben Systems Inc.（米国法人）

（フリガナ：エンタベニ システムズ インコーポレイテッド）

代表者 CEO Erik Mogensen

登録代理人（Registered Agent）：Scardina Law, LLC

住所：501 S Cherry St Ste 1100, Denver, CO 80246, USA

訴 状

第1 請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、金4,677,600円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- 原告は、日本法に基づき設立された株式会社であり、Earth Hopper事業等を運営している。
- 被告は、米国（Principal office: Colorado州）に拠点を有し、Colorado州において外国会社（Foreign Corporation）として登録されている法人である（甲3-2）。

2 本件契約（MOU）の締結

（1）契約の成立

原告と被告は、令和7年9月21日、Earth Hopper事業の会社分割及び新設会社株式の譲渡に関するMemorandum of Understanding（以下「本件MOU」という。）を締結した（甲1）。

（2）契約の内容

本件MOUには、以下の内容が定められている（甲1）。

ア Section IIIにおいて、両当事者は誠実に交渉し（negotiate in good faith）、最善の努力で（best efforts to）確定契約（Share Transfer Agreement）を締結する義務を負う旨が定められた。

イ Sections I, II, IIIは法的拘束力を有する（legally binding）旨が明示された。

ウ 準拠法は日本法とされ、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする旨が合意された。

3 被告の債務不履行の事実

（1）原告の履行

ア 原告は、本件MOU締結後、被告の求めに応じ、誠実交渉義務の履行として、以下の対応を行った。

① デューデリジェンス資料の提供（令和7年9月21日以降継続的に）

② 機密情報の開示

③ 確定契約書（Share Transfer Agreement）のドラフト作成及び送付（令和7年10月8日）（甲5）

④ 被告の要請に基づく財務数値等の更新作業（令和7年11月10日）（甲5）

イ これらの対応に要した経営者稼働時間は合計100時間に及んだ（甲9、甲10）。

（2）被告による期待形成行為

ア 被告代表者Erik Mogensen（以下「被告代表者」という。）は、令和7年10月14日、原告に対し「Will reach out tomorrow」と述べ、交渉継続の意思を表明した（甲5）。

イ 被告代表者は、令和7年11月7日、「I am ready to have a call」と述べ、電話会議の準備ができている旨を表明した（甲5）。

ウ 被告代表者は、令和7年11月10日、「updated numbers asap」と述べ、財務数値の更新を要請した（甲5）。

エ 被告代表者は、令和7年11月11日、原告に対し「Yes, we can have the purchase be direct with indy.」と述べ、取引ストラクチャーを明示的に承認した（甲4）。

オ これらの発言により、原告は、確定契約の締結に向けた交渉が最終段階に入ったと認識し、契約成立への合理的期待を抱いた。

（3）被告の交渉打切り

ア 被告代表者は、前記（2）エの発言の翌日である令和7年11月12日以降、原告からの連絡に一切応答しなくなった。

イ 原告は、令和7年11月12日から同年11月25日までの間、以下のとおり複数回にわたり被告代表者に連絡を試みたが、被告は正当な理由を示すことなく、これらの連絡に一切応答しなかった（甲5）。

① 令和7年11月12日 メッセージ送信（最終化のための日程調整の打診）

② 令和7年11月13日 架電（不通）

③ 令和7年11月15日 メッセージ送信及び架電（不通）

④ 令和7年11月18日 メッセージ送信

⑤ 令和7年11月25日 最終メッセージ送信

ウ 被告は、交渉を打ち切る理由を一切説明せず、事実上、交渉を一方的に打ち切った。

エ 原告は、令和7年12月7日付けで被告に対し損害賠償請求通知を送付したが（甲2、甲2-1）、被告は通知書記載の支払期限である同年12月25日までに支払わず、また通知に対する応答もしていない。

4 被告の債務不履行

(1) 債務の内容

本件MOUのSection IIIは、両当事者が誠実に交渉し、最善の努力で確定契約を締結する義務（以下「誠実交渉義務」という。）を定めており、法的拘束力を有する（甲1）。

(2) 誠実交渉義務の具体的な内容

誠実交渉義務は、以下の内容を含む。

- ア 相手方からの連絡に合理的期間内に応答すること
- イ 交渉を打ち切る場合には正当な理由を説明すること
- ウ 相手方に合理的期待を抱かせた後に正当な理由なく交渉を一方的に打ち切らないこと

(3) 債務不履行の事実

被告は、前記3記載のとおり、以下の行為により誠実交渉義務に違反した。

- ア 原告に対し、取引ストラクチャーの承認等により取引成立への合理的期待を抱かせた（前記3（2））。
- イ 正当な理由を示すことなく連絡を絶ち、原告の度重なる連絡にも応答しなかった（前記3（3））。
- ウ 交渉を事実上一方的に打ち切った（前記3（3））。

(4) 債務不履行責任

被告の前記行為は、本件MOU上の誠実交渉義務に違反する債務不履行である（民法415条1項）。

5 損害の発生及び因果関係

(1) 損害の発生

原告は、被告の前記債務不履行により、以下の損害を被った。

ア 経営者稼働時間100時間分の費用 金3,118,400円

原告代表取締役は、本件MOU締結後、確定契約の締結に向けた交渉のため、合計100時間を費やした（甲9、甲10）。この稼働時間を時間単価200米ドルで換算し、令和7年12月25日時点の為替レート（1米ドル=155.92円）（甲7）で円換算すると、金3,118,400円となる。

イ 一方的交渉打切りに対する損害 金1,559,200円

被告の一方的な交渉打切りにより、原告は、交渉に要した時間及び労力が無駄になり、また代替的な取引機会を逸失した。この損害を金銭的に評価すると、10,000米ドル相当であり、前記為替レートで円換算すると、金1,559,200円となる（甲6、甲8）。

ウ 合計 金4,677,600円

(2) 因果関係

前記損害は、被告の債務不履行と相当因果関係にある（民法416条1項）。

原告は、本件MOU締結後、被告が誠実交渉義務を履行し、確定契約の締結に向けた交渉が進むことを信頼して、前記稼働を行ったものである。被告が誠実交渉義務を履行していれば、原告は前記損害を被ることはなかった。

(3) 履行期及び遅滞

原告は、令和7年12月7日付けで被告に対し、同年12月25日を支払期限として前記損害の賠償を請求した（甲2、甲2-1）。

被告は、同期限までに支払わなかった。

6 予備的請求原因（不法行為に基づく損害賠償請求）

仮に、本件MOUに基づく債務不履行責任が認められないとしても、以下のとおり被告の行為は不法行為を構成する。

（1）被告の行為

被告は、前記3記載のとおり、交渉過程において原告に契約締結への合理的期待を形成させた上で、正当理由なく交渉を打ち切った。

（2）違法性

被告の前記行為は、信義誠実の原則（民法1条2項）に反し、原告の信頼を侵害する違法な行為である。

契約交渉過程においては、当事者は信義則上、相手方に合理的期待を形成させた後に正当理由なく交渉を一方的に打ち切ることは許されない。

（3）故意又は過失

被告は、原告に合理的期待を形成させていることを認識しながら、あるいは少なくとも認識すべきであったにもかかわらず、正当理由なく交渉を打ち切ったものであり、故意又は少なくとも過失が認められる。

（4）損害

原告は、前記5記載の損害を被った。

（5）因果関係

前記損害は、被告の前記行為と相当因果関係にある。

（6）結論

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）として、前記損害額の支払を求める。

7 結論

よって、原告は、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、金4,677,600円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

附属書類

| | |
|---------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲第1号証から甲第10号証（写し） | 各2通 |
| 3 証拠説明書 | 2通 |
| 4 資格証明書（原告法人） | 1通 |
| 5 別紙1 当事者目録 | 2通 |
| 6 別紙2 損害計算書 | 2通 |
| 7 別紙3 時系列表 | 2通 |

以上